

役員の報酬に関する規程

社 会 福 祉 法 人
智 雲 山 福 祉 会

社会福祉法人智雲山福祉会、役員報酬に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人智雲山福祉会（以下「本会」という。）の定款第2章第8条及び第4章第21条並びに評議員選任・解任委員会運営細則に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることとする。

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事、並びに評議員、評議員選任解任委員会をいう。

第3条 役員報酬は無報酬とする。

附則

1. この規程は、平成29年3月29日から適用する。